

二宮町自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない二宮町の実現を目指して～

(平成31年度～平成36年度)

平成31年3月

二宮町

.

二宮町自殺対策計画 目次

第1章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の背景	
2 計画の期間	
3 計画の位置づけ	
4 「二宮町健康増進計画・食育推進計画」との関連	
5 計画の推進	
第2章 二宮町の自殺の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1 自殺者数	
2 年代別	
3 同居人の有無	
4 職業別	
5 原因・動機別	
6 自殺企図の場所	
7 未遂歴の有無	
【参考】二宮町の自殺の特徴	
第3章 計画の理念・目標・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1 計画の基本理念	
2 計画の基本目標	
第4章 課題の解決に向けて 生きる支援の取り組み・・・・・・・・	11
1 基本施策	
2 重点施策	

注記 「元号改正」に伴い、便宜上元号表記を「平成」とし、平成31年5月以降は、新元号に読み替えます。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

わが国の自殺者数は平成10年に急増して3万人を突破し、その後平成23年までは3万人を超える状態が続きました。

平成24年には15年ぶりに3万人を下回りましたが、先進諸国よりも依然として高い水準が続き、神奈川県では、平成28年に1,200人余の方が自らの命を絶つという深刻な状況にあります。

平成28年4月に自殺対策基本法の改正があり、翌29年7月には誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指した「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

この自殺対策基本法の改正により、都道府県及び市町村は地域自殺対策計画の策定が義務づけられ、神奈川県では、平成30年3月に「かながわ自殺対策計画」が策定されました。

国や県の自殺対策の内容を踏まえ、本町の地域課題の明確化及び改善を図るため、住みやすく健康で安心・安全な本町を目指す「二宮町自殺対策計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

2. 計画の期間

本計画は、平成31年度を初年度とし、既に策定されている「二宮町健康増進計画・食育推進計画」の最終年度である平成36年度までを計画期間とします。

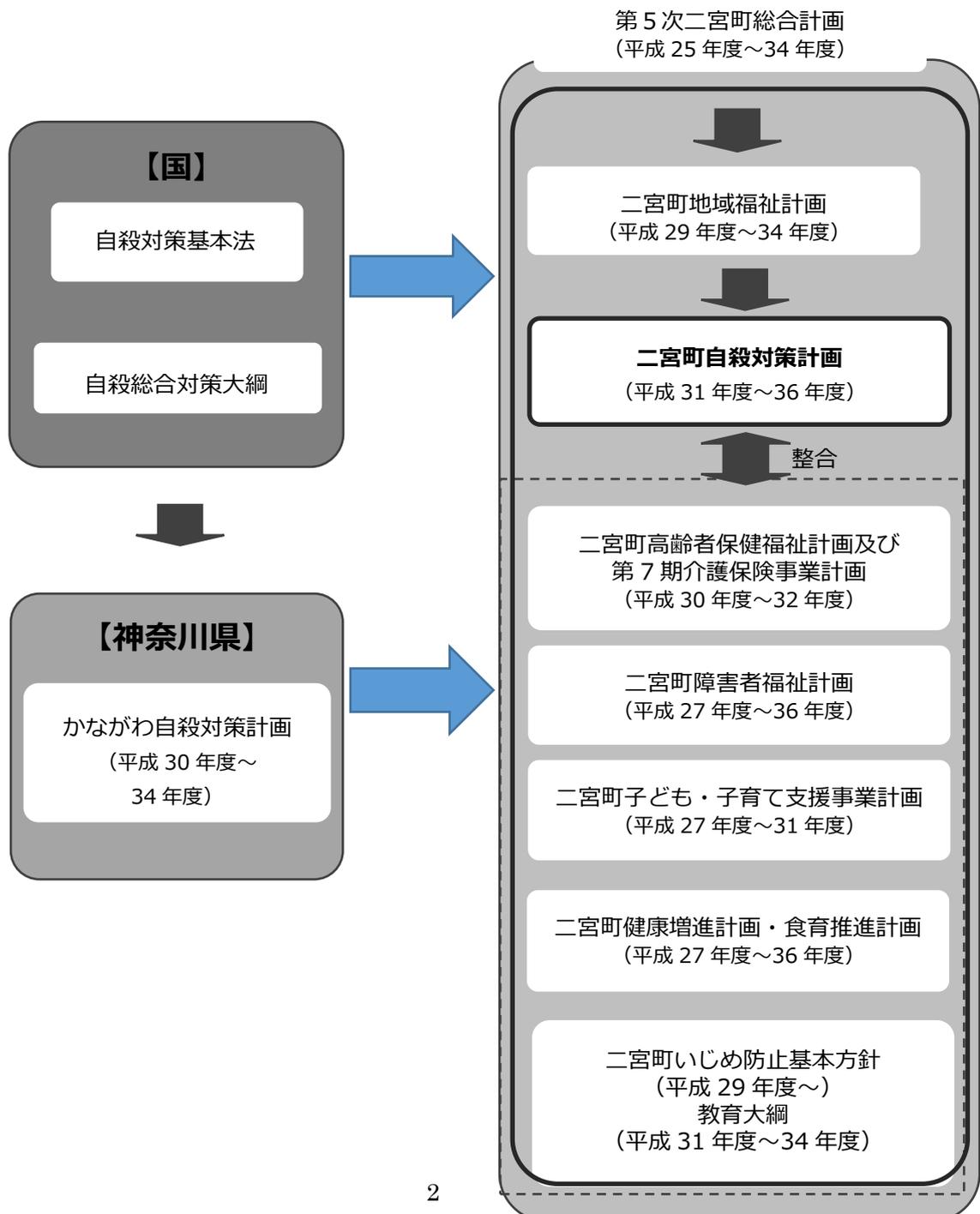
なお、社会状況の変化や「自殺総合対策大綱」「かながわ自殺対策計画」の改正等の国や県の動向を踏まえ、また、PDCAサイクルを活用し見直しを行います。

3. 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第 13 条 2 項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」として位置付けるものです。

また、第 5 次二宮町総合計画を上位計画とし、「誰もが自殺に追い込まれることのない『二宮町』の実現」を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。

自殺は健康や経済、人間関係の問題だけでなく、生活上のさまざまな要因が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには精神保健的な視点だけでなく、さまざまな分野の施策や人々、組織が密接に連携する必要があります。そのため、関連する法律や各種計画との整合性を図りました。



4. 「二宮町健康増進計画・食育推進計画」との関連

連携する計画に、平成 27 年3月に「豊かで自然で育む健康な心とからだ～みんなで作る健康長寿の里二宮～」の実現を目指して策定した「二宮町健康増進計画・食育推進計画」があります。

「二宮町健康増進計画・食育推進計画」の基本目標の一つに「こころの健康づくり」があり、その取り組みとして「十分な睡眠や休養をとること」や「ストレス発散の推進」等について推進しています。

5. 計画の推進

本計画の推進にあたり、町民一人ひとり、関係機関、行政が連携して「生きることの包括的な支援」に取り組む必要があります。町民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取り組みを行えるよう、町ホームページなどを活用した本計画の町民への周知を行います。

また、関係機関と連携・協力しつつ、子育て・健康課を中心に全庁的に計画の推進に取り組めます。本計画の進行管理については、二宮町自殺対策検討会議（仮）でPDCAサイクルを活用し、必要に応じて施策の見直しを行います。

第2章 二宮町の自殺の状況

※自殺者数が少ない場合、内訳が公表されないため総数が合致しない場合があります。

1.自殺者数（平成24年～平成28年）

二宮町の自殺者数は、平成24年から平成28年の5年間で23人にのぼります。男女の比率は、男性が約73.9%と多数を占めています。

	平成24年～平成28年		
	総数	男性	女性
自殺者数	23人	17人	6人
自殺率 ¹	15.50	23.54	7.88
延べ人口	148,390人	72,205人	76,185人

出典：警察庁自殺統計（自殺日・住居地） 平成24年～平成28年の合計

2.年代別（平成24年～平成28年）

二宮町の年代別自殺者数は、「20代～30代」が最も多く、次に「60代～70代」、「40代～50代」の順に多くなっています。なお、「19歳以下」及び「80歳以上」の方は、平成24年～平成28年の5年間で0人となっています。

2(1)

単位(人)

	19歳以下	20代 30代	40代 50代	60代 70代	80歳以上	計
総数	0	11	5	7	0	23

2(2)

	19歳以下	20代 30代	40代 50代	60代 70代	80歳以上	平均
町自殺率 ¹	0	37.78	12.64	15.92	0	15.50
県自殺率 ¹	2.02	16.14	20.70	19.55	18.68	15.26
国自殺率 ¹	2.42	19.74	24.93	24.42	26.26	19.69

出典：警察庁自殺統計（自殺日・住居地） 平成24年～平成28年の合計

（不詳の人数は除く）

¹ 人口を10万人とした場合の自殺者数（100,000人÷総人口×対象自殺者数）

3.同居人の有無（平成 24 年～平成 28 年）

二宮町の自殺者内訳では、「同居人あり」が 17 人と多数を占めています。

単位（人）

	あり	なし	計
総数	17	6	23

出典：警察庁自殺統計（自殺日・住居地） 平成 24 年～平成 28 年の合計

4.職業別（平成 24 年～平成 28 年）

二宮町の自殺者の職業が明らかになっているものでは、「被雇用者」と「主婦・失業者・年金受給者等」が多数を占めています。

単位（人）

	自営業	被雇用者	学生	主婦 失業者 年金受給者等	その他 ・ 不詳	計
総数	0	6	0	7	10	23

出典：警察庁自殺統計（自殺日・住居地） 平成 24 年～平成 28 年の合計

5.原因・動機別（平成 24 年～平成 28 年・複数回答）

二宮町の自殺者の原因・動機別が明らかとなっているものでは、「健康問題」、「経済・生活・勤務問題」、「家庭問題」が多数を占めています。

単位（人）

	家庭 問題	健康 問題	経済問題 生活問題 勤務問題	男女 問題	学校 問題	その他 ・ 不詳	計
総数	6	10	7	0	0	10	33

出典：警察庁自殺統計（自殺日・住居地） 平成 24 年～平成 28 年の合計

6.自殺企図の場所（平成 24 年～平成 28 年）

二宮町の自殺者における自殺企図場所は、「自宅」が多数を占めています。

単位（人）

	自宅	乗物・海 (湖)・河川等	山	その他 ・ 不詳	計
総数	15	6	0	2	23

出典：警察庁自殺統計（自殺日・住居地） 平成 24 年～平成 28 年の合計

7.未遂歴の有無（平成 24 年～平成 28 年）

二宮町の自殺者のうち、「自殺未遂歴なし」が 18 人と多数を占めています。

単位（人）

	あり	なし・不詳	計
総数	5	18	23

出典：警察庁自殺統計（自殺日・住居地） 平成 24 年～平成 28 年の合計

【参考】二宮町の自殺の特徴（平成 24 年～平成 28 年）

二宮町の自殺者は、大きく分けて下記の 5 区分に分類されます。特に、「男性 20～39 歳（無職同居）」、「男性 60 歳以上（無職同居）」が多い傾向にあり、その背景として、「ひきこもり」、「就職失敗」、「失業・退職に伴う生活苦」等が危機経路の発端として考えられます。

上位 5 区分	自殺者			背景にある 主な自殺の危機経路
	人数 (人)	割合 (%)	自殺率	
男性 20～39 歳 (無職同居)	4	17.4	163.1	①30 代その他無職 ひきこもり・家族不和→孤立→自殺 ②20 代学生 就職失敗→将来悲観→うつ→自殺
男性 60 歳以上 (無職同居)	4	17.4	27.8	失業・退職→生活苦・介護疲れ・身体疾患 →自殺
男性 20～39 歳 (有職同居)	2	8.7	22.5	職場の悩み（ブラック企業） →パワハラ・過労→うつ→自殺
男性 40～59 歳 (有職同居)	2	8.7	12.8	配置転換→過労→人間関係・仕事の失敗 →うつ→自殺
女性 60 歳以上 (無職同居)	2	8.7	9.3	身体疾患→病苦→うつ→自殺

出典：二宮町 地域自殺実態プロフィール【2017】（JSSC2017）

第3章 計画の理念・目標

1 計画の基本理念

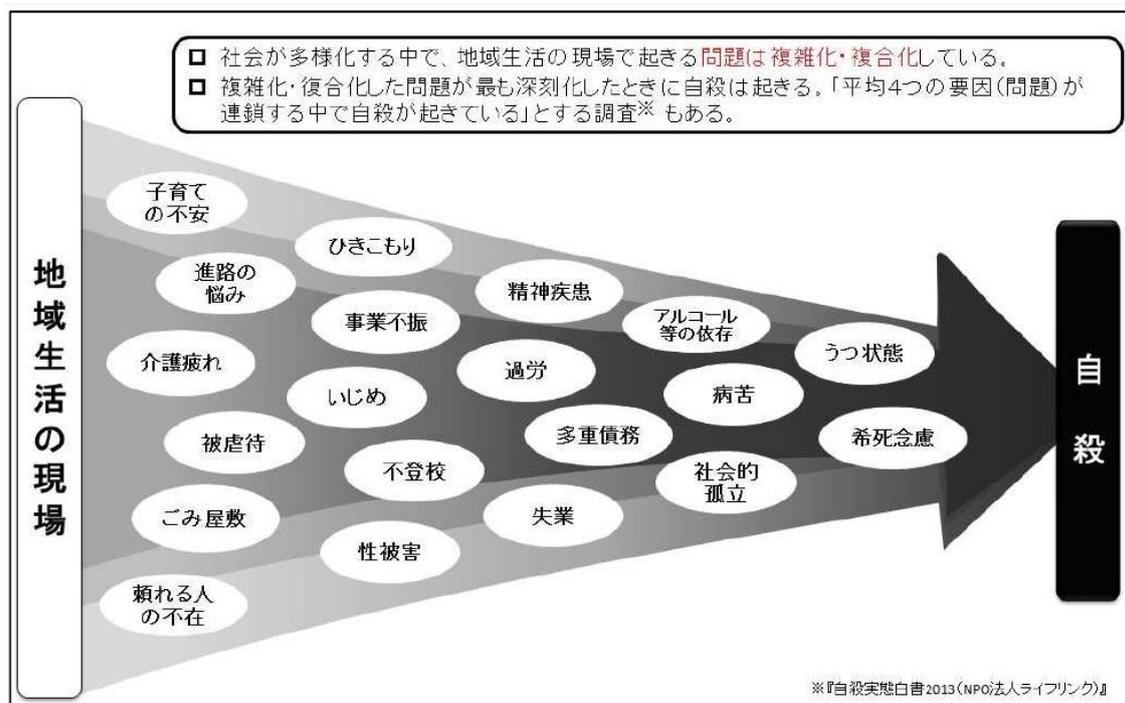
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。（自殺の危機要因イメージ図：図1参照）

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割の喪失感、または、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、自殺という危機的状态に追い込まれています。自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」です。

自殺総合対策大綱（図2）では、自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。

二宮町としても、町民の一人ひとりがつながり、支え合うことで、自分らしく生きる喜びを実感でき、生きづらさを抱えた方が暮らしやすい社会を実現するよう取り組みます。そのためには、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図りながら、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす「生きることの包括的な支援」に取り組み、社会全体の自殺リスクを低下させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

図1 自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



出典：市町村自殺対策計画策定の手引（厚生労働省）

図 2 自殺総合対策大綱（概要）

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

<div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px; font-weight: bold; margin-bottom: 5px;">第1 自殺総合対策の基本理念</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す</p> <p>➢ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <p style="font-size: x-small; border: 1px dashed #ccc; padding: 2px;">阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等 促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等</p> </div> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px; font-weight: bold; margin-bottom: 5px;">第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>➢ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である</p> <p>➢ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている</p> <p>➢ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する</p> </div> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px; font-weight: bold; margin-bottom: 5px;">第3 自殺総合対策の基本方針</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生きることの包括的な支援として推進する 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる 4. 実践と啓発を両輪として推進する 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する </div>	<div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px; font-weight: bold; margin-bottom: 5px;">第4 自殺総合対策における当面の重点施策</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する 4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 9. 遺された人への支援を充実する 10. 民間団体との連携を強化する 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する </div> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px; font-weight: bold; margin-bottom: 5px;">第5 自殺対策の数値目標</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>➢ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少 (平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)</p> <p style="font-size: x-small; border: 1px dashed #ccc; padding: 2px;">(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、 加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))</p> </div> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px; font-weight: bold; margin-bottom: 5px;">第6 推進体制等</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国における推進体制 2. 地域における計画的な自殺対策の推進 3. 施策の評価及び管理 4. 大綱の見直し </div>
---	---

出典：自殺総合対策大綱（厚生労働省 HP）

2 計画の基本目標

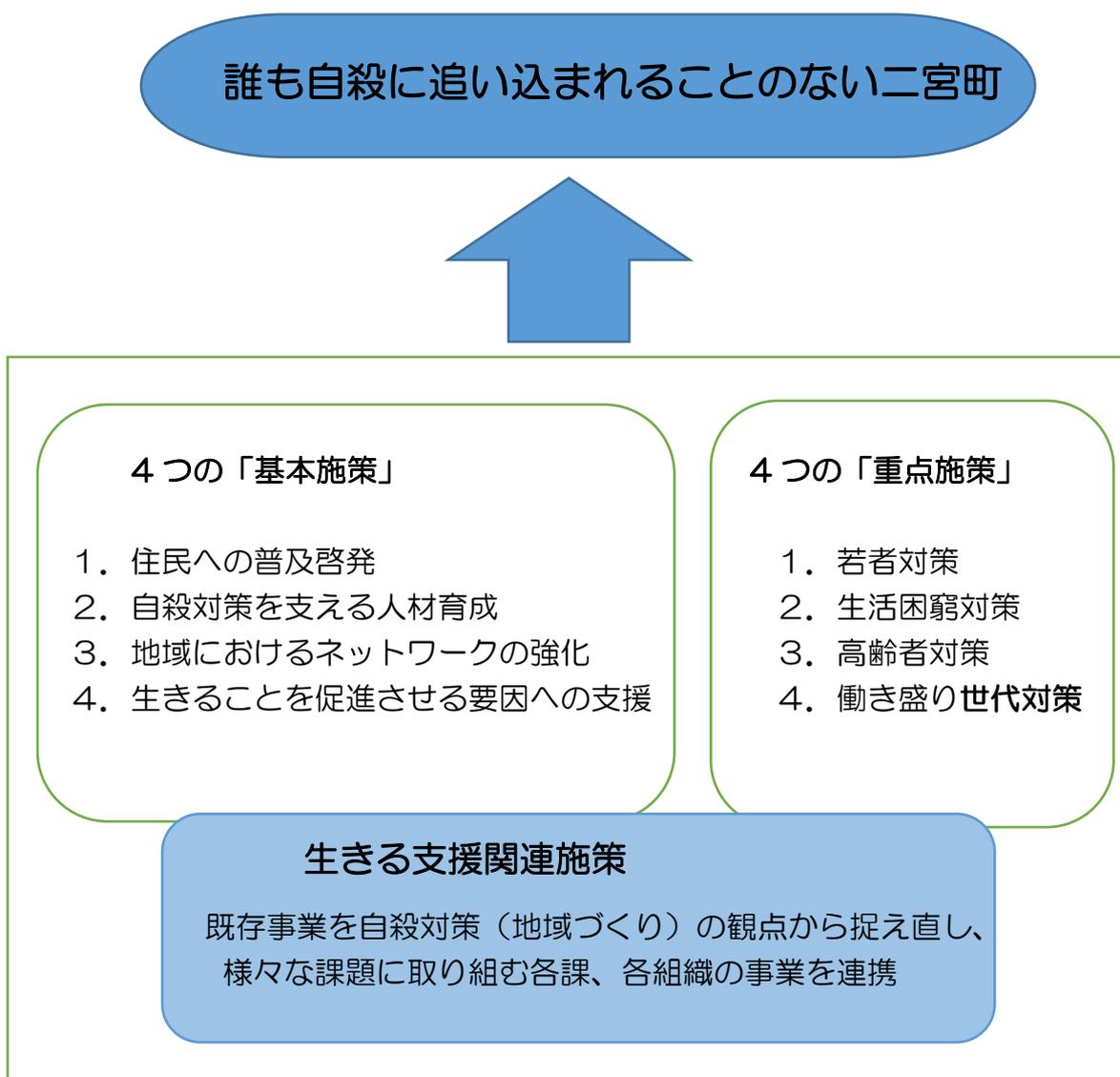
自殺対策大綱における国の数値目標は、平成 38 年までに人口動態統計による自殺死亡率を平成 27 年の 18.5 と比べ、30%以上減少させることを目標としています。また、神奈川県では平成 28 年の 14.6 から 5 年間で、15%以上減少させ、平成 33 年に 12.4 を目標としています。

本町は、人口規模が小さいために、自殺死亡率は変動幅が大きくなりがちです。町民一人ひとりが命の大切さについて理解し、誰も自殺に追い込まれることのない町を目指します。

第4章 課題の解決に向けて生きる支援の取り組み

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルにより示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きることを支える取り組み」と位置付け、より包括的な自殺対策を全庁的に推進していきます。



基本施策1 住民への普及啓発

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるという町全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、自分の周りにもいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割等についての意識が共有されるよう、啓発事業を展開していきます。

1. 心の健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発

【取り組み】内容	担当課
【チラシによる相談窓口の周知】 庁内窓口や福祉関係機関、町内医療機関等にチラシを設置し、各種手続きで訪れる方々や受診される方々に対し、相談窓口の周知を図ります。	子育て・健康課
【リーフレットによる心の健康づくりに関する周知】 町民一人一人が心の健康や自殺予防対策の基本認識を理解できるよう、さまざまな場所でリーフレットを配布します。	子育て・健康課
【図書館の管理】 自殺対策強化月間（3月）に特設展示で関連図書やリーフレットの配布を行います。	生涯学習課

2. 町民向け講演会・イベントなどの開催

【取り組み】内容	担当課
【こころの健康講座】 自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための研修を開催します。	子育て・健康課
【ふるさとまつり等イベントにおける普及啓発】 自殺対策（生きることの包括的な支援）に関連するブースの展示、資料の配布などを行うことで、町民への啓発の機会としていきます。	子育て・健康課 イベント実施 関係各課

3. メディアを活用した啓発活動

【取り組み】 内容	担当課
【広報紙・ホームページを通じた広報活動】 自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）にあわせた心の健康に関する啓発活動を行います。また、通年で相談窓口の周知を図ります。	地域政策課 子育て・健康課
【住民ガイドブックの発行】 くらしの便利帳「にのみやLife」において、心の悩みや病気等についての相談窓口を案内します。	地域政策課 子育て・健康課

基本施策2 自殺対策を支える人材育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう研修を行い、自殺対策を支える人材育成に努めます。そして、ゲートキーパーの役割を担う人が増えることで、生き心地のよい社会につながり、誰も自殺に追い込まれることのない二宮町の実現を目指します。

1. さまざまな職種を対象とする研修の実施

【取り組み】内容	担当課
<p>【全職員を対象としたゲートキーパー養成講座】</p> <p>税金や保険料の支払い等の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある方の相談に対し、「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、様々な支援につなげられるよう、どんな相談に対しても相談者に寄り添いながら支援する役割を担っていただけるよう、県平塚保健福祉事務所と連携して、ゲートキーパー研修を開催していきます。</p>	子育て・健康課
<p>【一般住民を対象とするゲートキーパー養成講座】</p> <p>心の健康への理解を深め、ゲートキーパーの役割を認識することを目的とした講座を県平塚保健福祉事務所と連携して実施・継続していくことで、人材育成に努めます。</p>	子育て・健康課
<p>【各種団体を対象とするゲートキーパー養成講座】</p> <p>日頃から地域住民と接する機会の多い民生委員や地区組織、地域ボランティア等関係団体に、相談者やその家族の変化に気づき、本人の気持ちに耳を傾け、早めの専門機関への相談を促し、日々の活動の中で寄り添いながら見守っていく役割を担っていただけるよう、県平塚保健福祉事務所と連携してゲートキーパー養成講座等を開催していきます。</p>	子育て・健康課
<p>【職員メンタルヘルス研修】</p> <p>市町村研修センターが実施している管理監督職を対象とした「メンタルヘルス」研修に参加させることで、メンタルヘルスについての理解と適切な対処法について学び管理能力の向上を図ります。</p>	総務課

2. 学校教育の場における人材育成

【取り組み】内容	担当課
<p>【教職員研修】</p> <p>教職員の研修及び研究を行います。</p>	教育総務課
<p>【生活指導・健全育成】</p> <p>問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実させます。</p>	教育総務課

基本施策3 地域におけるネットワークの強化

自殺には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など、様々な要因が複雑に関係しています。誰もが安心して生活できるよう、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

【取組み】内容	担当課
<p>【二宮町自殺対策検討会議（仮）】</p> <p>自殺対策について庁内関係部署との連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため会議の開催を行います。</p> <p>また、各種相談窓口での情報共有や連携強化に向け、悩みや問題を抱える人の問題解決に向けた取組を進め、包括的・継続的な支援を検討します。</p>	全課
<p>【いじめ問題対策連絡協議会】</p> <p>いじめに対する各小学校、中学校の現状と対策についての点検と見直しを行います。</p>	教育総務課
<p>【地域での見守りネットワークの構築】</p> <p>多様な課題を抱えた高齢者やその家族が安心して暮らしていくことができるよう、民生委員・児童委員、地区長、社会福祉協議会、警察等との情報共有とともに、地域の通いの場を中心とした住み慣れた地域での日常的な安否確認を基盤に、変化の把握から支援の提供までの緩やかなネットワーク構築を推進します。</p>	高齢介護課
<p>【児童虐待防止対策事業】</p> <p>児童虐待防止のため、要保護児童地域対策協議会※を開催し、関係機関との連携を図ります。</p>	子育て・健康課

※要保護児童地域対策協議会：児童福祉法第25条の2に基づき、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

基本施策4 生きることを促進させる要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、生きることの阻害要因を減らす取り組みに加えて、生きることの促進要因を増やす取り組みを行うことが必要です。そのため、様々な分野において生きることの促進要因への支援を推進していきます。

1. 居場所づくり活動

孤立のリスクを抱えるおそれのある人を対象とした居場所づくりの提供と周知を図ります。また、家族に対しての支援の実施、負担軽減を図ります。

【取り組み】内容	担当課
【地域の通いの場】 住み慣れた地域で誰もが参加できる居場所があることで情報交換や生きがい、交流を支援します。	高齢介護課
【認知症カフェ】（認知症地域支援・ケア向上事業） 日ごろ介護をしている家族の悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場の提供します。	高齢介護課
【子育てサロン運営事業】 乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置を行います。	子育て・健康課
【図書館の利用】 誰でも来所することができ、居場所としての支援を図ります。	生涯学習課
【にのみや町民大学推進事業】 学習機会の提供や情報提供などの学習支援を行い、町民の生涯学習の推進を図ります。また、生涯学習指導者の養成・育成を行い、町民が主体となった町民大学を目指します。	生涯学習課

2. 相談体制の充実・相談窓口

様々な相談が受けられるよう、相談窓口の充実を図っていく必要があり、適切な相談場所につなぐことができるよう、相談窓口情報の分かりやすい発信をしていきます。

【取り組み】内容	担当課
【自殺対策推進事業】 自殺対策推進事業を行うとともに、必要な支援につなげられるよう子育て・健康課が窓口となります。	子育て・健康課
【子育て世代包括支援事業】 妊娠期から出産、子育て期における切れ目ない支援を行うため、子育て世代包括支援センター「にのはぐ」を保健センター内に設置します。 母子健康手帳の交付時に保健師や助産師等の専門職が全ての方の面談を行い、妊娠期からの関係性を築くことで、不安や悩みに寄り添った支援を目指します。	子育て・健康課

<p>【介護相談】</p> <p>高齢者の権利擁護に関する悩み事や不安などについて、地域包括支援センター等を地域の身近な相談窓口として、相談体制を強化していきます。</p>	高齢介護課
<p>【民生委員・児童委員による地域における相談・支援】</p> <p>生活相談・介護相談など、民生委員・児童委員が福祉相談窓口として適切な行政窓口につながるよう普及啓発します。</p>	福祉保険課
<p>【生活保護相談】</p> <p>平塚保健福祉事務所が生活保護受給に関する相談、事務を行うことを普及啓発します。</p>	福祉保険課
<p>【成年後見制度利用支援事業】</p> <p>判断能力が不十分な、認知症者・知的障がい者・精神障がい者に対し、成年後見についての相談や手続きの手伝い等を行い、安心安全な生活ができるよう支援します。</p>	福祉保険課 高齢介護課
<p>【障害者生活支援事業】</p> <p>障害者の日常生活、社会生活等に関する相談を行います。</p>	福祉保険課
<p>【障害者虐待の対応】</p> <p>障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置をします。</p>	福祉保険課
<p>【消費生活対策事業】</p> <p>消費者教育・啓発を実施します。</p> <p>平塚市消費生活センターにて、消費生活相談を実施します。</p>	地域政策課
<p>【無料法律相談】</p> <p>認定司法書士無料法律相談を実施します。</p>	地域政策課
<p>【納税相談】</p> <p>納税が困難である方に対して行う納税相談業務において、生活困窮者やその他の課題を抱える方に対しては、さまざまな支援制度の存在を示し、必要に応じ担当機関を案内します。</p>	戸籍税務課 福祉保険課
<p>【心配ごと相談】</p> <p>二宮町社会福祉協議会主催で行う民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談員が家族関係、DV、相続、人権等の相談事業を普及啓発します。</p>	福祉保険課
<p>【生活困窮者への支援】</p> <p>生活困窮者に対する自立相談支援事業を町民に周知するとともに、生活困窮状態にある町民の生活立て直しを県と連携し支援します。</p>	福祉保険課

<p>【消防との連携】 救急現場の状況や対応した内容を情報共有します。</p>	<p>消防署 子育て・健康課</p>
<p>【健康づくりステーション（未病センターにのみや）】 未病を病気の方向に進むことを防ぎ、健康寿命を延伸させ、健康的でより良いライフスタイルを目指していく場を提供します。</p>	<p>子育て・健康課</p>
<p>【商工相談】二宮町商工会と連携し、二宮町商工会が中小企業の様々な経営課題に対応して、各種の専門家を派遣し、解決まで継続して経営上のアドバイスを行い、事業者の経営力の向上を図ることを普及啓発します。</p>	<p>産業振興課</p>

3. 妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実

国の妊産婦の死因の1位は自殺（平成27、28年国立成育医療研究センターによる調査より）で、現在深刻な問題となっています。原因は産後うつ、育児のストレスなどが関与しています。二宮町では妊婦・産婦・子育てをしている保護者への支援の充実を図り、自殺のリスク低下に努めます。

【取り組み】内容	担当課
<p>【児童虐待防止対策事業】</p> <p>子育て世代包括支援センター「にのはぐ」に18歳未満の児童相談機能も付加し、母子保健担当と連携し、早い段階からの虐待防止に努めます。児童相談員を設置し、虐待防止に関する研修会を実施します。</p>	子育て・健康課
<p>【子育て世代包括支援事業】</p> <p>妊娠期から出産、子育て期における切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター「にのはぐ」を保健センター内に設置します。母子保健手帳の交付時に保健師や助産師等の専門職が全て面談を行い、妊娠期からの関係性を築くことで、不安や悩みに寄り添って支援を目指します。マタニティ教室、離乳食教室、乳幼児健診、育児相談、妊産婦助成（妊婦健診、妊産婦歯科等）、を行います。</p>	子育て・健康課
<p>【こんにちは赤ちゃん事業】</p> <p>全戸訪問により母子の健康状態や育児状況の確認を行い、また、必要に応じてEPDS*を活用し、一人ひとりに寄り添った支援による育児不安の軽減を図ります。</p>	子育て・健康課
<p>【育児・発達支援事業】</p> <p>親子関係等に課題のある親子を対象に親子支援教室を実施し、親子関係の構築を支援します。また、発達に課題のある子どもに対し、発達支援教室を実施し、療育的な支援を行います。また、幼稚園保育園巡回相談や研修や意見交換の場を提供し、園従事者の支援を行います。（親子支援教室、発達支援教室、発達支援連絡会）</p>	子育て・健康課
<p>【ファミリー・サポート・センター】</p> <p>育児の援助を行いたい方（まかせて会員）と育児の援助を受けたい方（おねがい会員）相互援助活動を行うことを支援します。</p>	子育て・健康課
<p>【ひとり親家庭の支援】</p> <p>児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成の事務を行います。</p>	子育て・健康課

※EPDS：エジンバラ産後うつ病質問票のこと。医療の必要な産後うつ病や、保健従事者や家族などによる育児支援が必要な母親を早期発見し、支援につなぐことが可能になります。

4. 自殺未遂者への支援

自殺未遂者は自殺対策においては重要なハイリスク群であり、自殺未遂者の再企図防止は課題の一つです。そのためには、一般医療機関、精神科医療機関、救急医療機関における身体・精神的治療とともに、専門的ケアや自殺未遂者の抱える様々な社会的問題への包括的な支援が必要です。関係機関が有機的な連携体制を構築し、継続的な医療支援や相談機関へつなぐためのネットワークの構築を図っていきます。

【取り組み】内容	担当課
【自殺未遂者支援研修の実施】 県精神保健福祉センターが行う精神科医療機関等の関係機関や行政機関の職員を対象に、精神疾患を抱える方への支援や、自殺未遂者についての基本的な知識と対応方法を学び、各機関で実施できる支援について考える機会とすることを目的とした研修会を普及啓発します。	子育て・健康課
【精神保健福祉普及相談事業】 県平塚保健福祉事務所・精神保健福祉センターで行う統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等の取り組みを普及啓発します。	子育て・健康課

5. 遺された人への支援

自殺対策においては事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の事後対応も重要です。遺族等への支援として、相続や行政手続きに関する情報提供等の支援と同時に、自殺への偏見による遺族の孤立防止やこころを支える活動も必要な場合があります。

【取り組み】内容	担当課
【自死遺族相談】 県精神保健福祉センターが行う（毎週水曜日・木曜日 13時30分～16時30分）専用回線や、「自死遺族面接相談」（月曜日～金曜日 9時～17時※祝日を除く）を普及啓発します。	子育て・健康課

重点施策 1 若者対策

本町では、年代別の死因において、20歳代と30歳代で「自殺」が第1位（警察庁自殺統計平成24年～平成28年より）となっており、対策が必要な状況にあります。児童・生徒が、これから社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処法を身につけるための教育や、不登校・引きこもりなど社会から孤立している若年者がSOSを出した時に、それを受け止めることができる身近な大人を増やす取り組みを推進します。

1. SOSの出し方に関する教育の実施

【取り組み】内容	担当課
【子どもの人権に関する教育】 町内小・中学生を対象とした人権教育等、学校及び関係機関と連携を図りながら活動します。	教育総務課

2. SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

【取り組み】内容	担当課
【学校との連携】 不登校の児童生徒、特別支援学級の生徒など配慮の必要な生徒には個別に対応します。	教育総務課
【専門職や関係機関との連携】 不登校対策として、スクールカウンセラーや心理教育相談員、スクールソーシャルワーカー（SSW）、教育支援室専任教諭や関係機関と連携して対応します。	教育総務課
【いじめ問題対策連絡協議会】 いじめに対する各校の現状と対策についての点検と見直しを行います。	教育総務課

3. 若者の抱えやすい課題に着目した児童・生徒などへの支援の充実

【取り組み】内容	担当課
【幼保小連携】 子どもたちが希望や目標をもって学校に入学し、それぞれの学校生活をスムーズに始められるよう、幼稚園・保育園・小学校の連携を図ります。	教育総務課
【就学に関する事務】 特別に支援を要する児童生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障害及び発達の状態に応じたきめ細やかな相談を行います。	教育総務課
【教育相談（いじめを含む）】 子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、心理教育相談員	教育総務課

が対面や電話で受け付けます。	
【スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用】 社会福祉等の専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、それぞれの置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等と連携したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決を図ります。	教育総務課
【不登校児童生徒への支援】 不登校児童生徒を対象にした教育支援室を設置しています。	教育総務課

4. 経済的困難を抱える子どもなどへの支援の充実

【取り組み】内容	担当課
【就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務】 経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して給食費・学用品を補助します。また、特別支援学級在籍者に対して就学奨励費の補助を行います。	教育総務課
【奨学金に関する事務】 成績が優良でありながら経済的理由がある町内在住高校生（の保護者）に対して、奨学金を給付します。	教育総務課

5. 社会全体で子ども・若者の自殺リスクを減らす取組

【取り組み】内容	担当課
【命の授業】 小学生を対象に、自分のかけがえのない命の大切さに気づき、自尊感情を高めることができるよう、命の授業を実施します。	子育て・健康課
【青少年育成地域活動】 青少年の豊かな人格形成や、指導者の資質の向上を図る研修会を開催します。	生涯学習課
【青少年社会環境浄化活動】 青少年を取り巻く社会環境の浄化活動の推進及び社会教育関係団体との連携により、町内をパトロールして青少年の非行防止に努めます。強調月間に合わせて年2回の街頭キャンペーンを実施します。	生涯学習課

重点施策 2 生活困窮対策

生活困窮者はその背景として、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、また、社会から孤立しやすいという傾向があります。生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

【取り組み】内容	担当課
【生活保護に関する相談】 平塚保健福祉事務所が生活保護受給に関する相談、事務を行うことを普及啓発します。	福祉保険課
【緊急援護資金貸付事業】 二宮町社会福祉協議会が、町民の一時困窮にともなう出費に対し、5万円を貸付限度とし、医療、教育、就職、葬儀、更生、火災その他の貸付を行うことを普及啓発します。	福祉保険課
【生活福祉資金貸付事業】 二宮町社会福祉協議会が低所得者、障がい者または高齢者の生活を経済的に支えるとともにその在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを普及啓発します。	福祉保険課
【生活困窮者への支援】 生活困窮者に対する自立相談支援事業を町民に周知するとともに、生活困窮状態にある町民の生活立て直しを県と連携し支援します。	福祉保険課

重点施策3 高齢者対策

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。町では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

1. 包括的な支援のための連携の推進

【取り組み】内容	担当課
【地域ケア会議】 地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳を保持しながらその人らしい生活が継続できるよう、地域課題の共有・検討、ネットワークの構築を図り、地域包括ケアシステムの実現を目指すためのケア会議を開催します。	高齢介護課
【認知症総合支援事業】（普及啓発） 誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。	高齢介護課
【生活支援サービスの体制整備】 元気な高齢者をはじめ、社会福祉協議会、老人クラブや自治会、地区社協部会、ボランティアやNPO等の町民主体の活動、シルバー人材センター、社会福祉法人、民間企業等の多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支えあいの体制づくりを推進します。	高齢介護課
【総合相談事業】（地域包括支援センター運営事業） 地域の高齢者に対し、必要な支援を把握するため、地域包括支援センターにおいて初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努めます。	高齢介護課

2. 高齢者の健康不安に対する支援

【取り組み】内容	担当課
<p>【後期高齢者健康診査】</p> <p>後期高齢者医療被保険者を対象に、生活習慣病等の早期発見、健康の保持増進のため後期高齢者健康診査を実施します。</p>	子育て・健康課
<p>【健康相談】</p> <p>健康の維持増進や生活習慣病の予防を中心に、保健師や管理栄養士、歯科衛生士が健康に関する助言や指導を行う健康相談を実施します。</p>	子育て・健康課
<p>【集団健康教育】</p> <p>地域住民や地域の各団体に対して、他機関と連携し、集団健康教育を実施します。</p>	子育て・健康課

3. 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

【取り組み】内容	担当課
<p>【地域の通いの場】</p> <p>住み慣れた地域で誰もが参加できる居場所があることで情報交換や生きがい、交流の場を支援します。</p>	高齢介護課
<p>【認知症総合支援事業】（認知症カフェ）</p> <p>認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者等、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場の開設を支援することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供します。</p>	高齢介護課
<p>【地域における見守り活動の推進】</p> <p>地区長、町社協、民生委員・児童委員を含む幅広い関係団体と連携し、地域において支援を要する人への見守りを進めるとともに、民生委員・児童委員を通じて、75歳以上の独居・高齢者のさらなる住民理解を求めながら進め、緊急時の親族や医療機関との連携の推進や、居合わせた人が迅速かつ適切な対応が取れるよう努めます。</p>	福祉保険課 高齢介護課 防災安全課

4. 生活不安を抱える高齢者に対する生活支援

【取り組み】内容	担当課
<p>【ほっと安心ヘルパー派遣】</p> <p>在宅の一人暮らしや高齢者のみの世帯が、在宅での自立した生活を継続していけるよう、シルバー人材センターの職員を派遣し、草取りやゴミだし等の家事支援・軽作業（介護保険外のサービス）の支援を行います。</p>	<p>高齢介護課</p>
<p>【緊急通報システム】</p> <p>日常生活を安心して過ごすことができるよう、75歳以上の一人暮らしの高齢者を中心に、「体調がすぐれない」「ケガをした」等緊急時の通報や24時間いつでも相談できる見守りサービスを提供します。</p>	<p>高齢介護課</p>
<p>【日常生活自立支援事業（あんしんセンター）】</p> <p>二宮町社会福祉協議会が、判断能力が不十分なことにより日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみで適切に行うことが困難な方に対し、福祉サービスの利用援助、行政手続きに関する援助、日常的金銭管理等を行うことを普及啓発します。</p>	<p>福祉保険課</p>
<p>【にのみや社協たすけあいネットワーク】</p> <p>住み慣れた場所で自分らしく生活していくために二宮町社会福祉協議会による生活支援サポーターの家事や簡単な修繕、見守り等を行うことを普及啓発します。</p>	<p>福祉保険課</p>

重点施策 4 働き盛り世代対策

町では働き盛りの方の自殺も課題の一つとなっています。働き盛りの方は、心理的、社会的にも負担を抱えることが多く、また過労、失業、病気、親の介護等により、心の健康を損ないやすいとされています。こうした人々が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

このことから、自殺対策を「生きる支援」ととらえ、自殺の危機経路に即した対策を実施するため、様々な分野の人々や組織が連携し、問題を抱える人や自殺を考えている人に包括的な支援が届く体制づくりに取り組みます。

【取り組み】内容	担当課
【地域産業の育成・発展】 二宮町商工会と連携し、二宮町商工会が経営者支援セミナーや中小企業経営基盤強化事業の実施を普及啓発します。	産業振興課
【商工相談】 二宮町商工会と連携し、二宮町商工会が中小企業の様々な経営課題に対応して、各種の専門家を派遣し、解決まで継続して経営上のアドバイスを行い、事業者の経営力の向上を図ることを普及啓発します。	産業振興課
【職員ストレスチェック】 労働安全衛生法に基づき、職員のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図ります。	総務課
【学校職員ストレスチェック】 労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図ります。	教育総務課
【特定健康診査】 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上74歳以下の国民健康保険被保険者に対し、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した特定健康診査を実施します。	子育て・健康課
【特定健康診査の保健指導】 特定健康診査の結果メタボリックシンドロームの該当者・予備群については、特定保健指導を行います。また、特定保健指導に該当しない方についても医師等と連携をし、保健指導の必要な方については実施していきます。	子育て・健康課